

平成 29 年 6 月 16 日
(2017 年)

指定障害福祉サービス事業者に対する指定の一部の効力の停止について

吹田市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力を停止しますので、お知らせいたします。

記

1 対象事業者

- (1) 事業者名 一般社団法人 ユニオンブックス
- (2) 代表者 代表理事 藪田 真吾
- (3) 所在地 吹田市垂水町三丁目 18 番 9 号

2 対象事業所

- (1) 事業所名 ほんのきもち
- (2) 所在地 吹田市垂水町3丁目18番9号 ユーコービル501
- (3) 事業種別 就労継続支援A型
- (4) 事業所番号 2711601860
- (5) 指定年月日 平成 27 年 4 月 1 日

3 指定の一部の効力の停止内容

指定の一部の効力の停止 6 か月間（6 か月間の新規利用者の受入停止）

4 指定の一部の効力の停止期間

平成 29 年（2017 年）7 月 1 日から平成 29 年（2017 年）12 月 31 日

5 指定の一部の効力の停止理由

法第 50 条第 1 項第 10 号（障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為）に該当

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 28 年 12 月 7 日までの間、必要に応じて、併設する法人との間に設置していた間仕切りの一部、または全部を取り外し、本市に対して届出を行った平面図及び設備の概要とは異なる状態で、就労継続支援 A 型を行った。
- (2) 法第 46 条第 1 項の規定に基づく事業所の平面図及び設備の概要に係る変更の届出について、実際の運用とは異なるものを、平成 28 年 7 月 15 日付、及び平成 28 年 8 月 1 日付の変更の届出として、本市に対し届出を行った。

(お問合わせ先)

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6155-8743（直通）